

# 拘禁刑の導入に向けた処遇の現状

法務省矯正局成人矯正課成人矯正PT企画調整官  
堀内美奈子 Minako Horiuchi

## I はじめに

刑事施設は、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者等を收容し、必要な処遇を行っており<sup>1</sup>、令和5年末には、懲役受刑者33,777人、禁錮受刑者105人等が收容されている<sup>2</sup>。

これらの受刑者に対しては、「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）（以下「刑事收容施設法」という。）に基づき矯正処遇等が行われている。

令和7年6月1日、懲役及び禁錮に代わる拘禁刑が導入されることに伴い、受刑者の処遇が大きく変わろうとしている中、矯正処遇を含めて刑事施設がどのようなことに取り組んでいるかを紹介したい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを御理解いただきたい。

## II 刑事收容施設法に基づく矯正処遇

受刑者に対する処遇の在り方はこれまでも変革を経てきているところ、その中の大きなものは、刑事收容施設法の制定である。平成15

年の「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」<sup>3</sup>を受けて、まず、平成18年に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成17年法律第50号）が施行され、その後、平成19年に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年法律第58号）が施行された。これにより、明治41年に制定された監獄法（明治41年法律第28号）は廃止され、刑事施設の運営や受刑者の処遇は、刑事收容施設法に基づいて行われることとなった。

刑事收容施設法では、受刑者処遇の原則として、受刑者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを定め（同法30条）<sup>4</sup>、受刑者に対し、矯正処遇として、作業、改善指導（犯罪の責任を自覚し、健康な心身を培い、社会生活に適應するために必要な知識・生活態度を習得するための指導）及び教科指導（社会生活の基礎となる学力などを身に付けるための指導）を行うとしている（同法84条等）。

これらの規定に基づき、刑事施設においては、矯正処遇の充実を図るための取組が実施されてきている。

1 法務省設置法9条1項

2 矯正統計2023年

3 法務省HP<<https://www.moj.go.jp/content/000001612.pdf>>

4 令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律により、受刑者の特性の考慮要素として「年齢」が付け加えられた（令和5年施行）。